

指宿市家屋評価システム更新業務仕様書

1 目的

本業務は、家屋評価システムの更新により新・増改築家屋の評価事務における正確性、統一性及び事務効率化を実現するとともに、評価の透明性と信頼性の向上を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

指宿市家屋評価システム更新業務

(2) 業務内容

- ① パソコンの調達及びセットアップ
- ② データセットアップ等
 - ア 評価基準等のセットアップ
 - イ システムのセットアップ
- ③ システム運用サポート
 - ア 運用マニュアル等の作成
 - イ 操作研修環境の構築及び操作研修・指導
- ④ システム保守管理

(3) システム納入期限及び運用期間

本システムの納入期限は令和2年2月28日までとし、令和7年2月28日までシステムの運用保守を行うものである。

(4) 納入場所

指宿市十町2424番地 指宿市市民生活部 税務課

3 システム概要

(1) ハードウェア

本業務において、次の要件に基づくハードウェア（同等以上のもの）を調達すること。

- ア クライアントパソコン：デスクトップ型
- イ OS：Windows10 Professional (64bit)
- ウ CPU：インテル Core i5-7500 以上
- エ メモリ：8GB 以上
- オ HDD：500GB 以上
- カ ディスプレイ：液晶22インチワイド (LED モニタ)
- キ その他：Microsoft Office personal (最新版)
5年間保証 (平日当日訪問対応)
外付け HDD (1TB)

(2) システム機能要件

システムの詳細は、別紙「指宿市家屋評価システム機能要件確認書」のとおりとする。

4 準拠する法令等

(1) 地方税法

- (2) 不動産登記法及び同施行令
- (3) 不動産登記法事務取扱手続準則
- (4) 固定資産税評価基準
- (5) 個人情報の保護に関する法律
- (6) 指宿市個人情報保護条例及び同施行規則
- (7) その他関係法令・規則・通達等

5 疑義

本仕様書に明記されていない事項や疑義が生じた事項については、その都度、市と受託者の協議により決定するものとし、受託者の負担において実施するものとする。

6 報告の義務

本業務の実施期間において、受託者は業務の進捗状況を随時報告するものとし、必要に応じて市へ報告書を提出するものとする。

7 秘密の保持

受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た機密に属する情報、また市が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

8 検査

受託者は、本業務終了時に成果品を提出し、市の検査を受けるものとし、修正指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって業務完了とする。

9 瑕疵等

受託者は、業務完了後に瑕疵が発見された場合は、市の指示に従い、必要な処理を行わなければならない。また、その処理に要する経費は、受託者が負担するものとする。

10 成果品

- (1) 仕様に基づくソフトウェア
 - ・固定資産評価基準に準拠した家屋評価システム：2ライセンス
- (2) 仕様に基づくハードウェア
 - ・デスクトップ型パソコン：2台
- (3) プロジェクト管理
 - ・仕様の検討結果に基づく設定書：1部
 - ・打合せ議事録：1部
- (4) 運用支援
 - ・操作マニュアル（電子ファイル）：1枚
 - ・操作研修及び指導：適宜